

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要	
第 1 項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第 1 号	設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
		第 2 号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
			イ	特別保護地区、第 1 種特別地域、海域公園地区	
		ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取り扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2)野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3)地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4)優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
		第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
		第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
		第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		第 6 号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。		
		第 1 号	設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第 6 号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。				

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容		摘要
第 4 項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が 2 棟以上設けられる予定である一連の土地内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前 3 項又は次項の適用を受けるものを除く。）	本文	第 1 項第 2 号	特別保護地区、第 1 種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
		第 1 項第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
		第 1 項第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
		第 1 項第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		第 1 号	保存緑地（第 9 項第 4 号及び第 5 号に規定する保存緑地をいう。）において行われるものでないこと。		
		第 2 号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 10m（その高さが現に 10m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第 3 号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第 4 号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。）が 1000 m ² 以上であること。		
		第 5 号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が 250 m ² 以上であること。		
		第 6 号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合		
	第 2 種特別地域	20%以下	40%以下		
	第 3 種特別地域	20%以下	60%以下		
第 7 号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。				

		第 8 号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域でないこと。			
		第 9 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に該当公園の利用に資する道路の路肩から 20m以上、それ以外の道路の路肩から 5m以上離れていること。			
		第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5m以上離れていること。			
		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 m ² 以下であること。			
		ただし書	第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りではない。			
			第 2 項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第 1 項第 5 号に掲げる基準に適合するもの		
			第 1 項第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容		摘要															
第 5 項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第 20 条第 6 項、第 21 条第 6 項若しくは第 22 条第 6 項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるものを除く。)	本文	第 1 項第 2 号	特別保護地区、第 1 種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。																
			第 1 項第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。																
			第 1 項第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																
			第 1 項第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
			第 4 項第 1 号	保存緑地において行われるものでないこと。																
			第 4 項第 2 号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 10m（その高さが現に 10m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																
		第 1 号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる建築面積をいう。）が 2000 ㎡以下であること。																	
		第 2 号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第 2 種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第 3 種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満	10%以下	20%以下	第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満	15%以下	30%以下	第 2 種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上	20%以下	40%以下	第 3 種特別地域	20%以下	60%以下		
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																
第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満	10%以下	20%以下																		
第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満	15%以下	30%以下																		
第 2 種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上	20%以下	40%以下																		
第 3 種特別地域	20%以下	60%以下																		
ただし書	第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りではない。																			

			<p>第 2 項ただし書に規定する行為</p>	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第 1 項第 5 号に掲げる基準に適合するもの</p>	
			<p>第 1 項第 5 号</p>	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>	

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容			摘要	
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。			
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。			
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。			
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。			
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。			
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。			
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。			
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。				
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。				
				地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下			
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下			
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下			
		第3種特別地域	20%以下	60%以下			
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。					

			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの。	
			第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要		
第 12 項	工作物の新築、改築又は増築のうち太陽光発電施設の 新築、改築又は増築	本文	第 1 項第 5 号	当該太陽光発電施設の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第 1 項第 6 号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
			第 10 項第 7 号	当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。		
			第 11 項第 2 号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		
		第 1 号	第 1 項第 2 号		次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
				イ	特別保護地区、第 1 種特別地域又は海城公園地区	
				ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であってその全部若しくは一部について文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの。 （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
			第 1 項第 3 号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第 1 項第 4 号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上投影部分の水平投影面積の和が 2000 ㎡以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りではない。		

		第2号	第4項第7号	当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。			
			第4項第9号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に該当公園の利用に資する道路の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。			
			第4項第10号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。			
			第10項第9号	支障木の伐採が僅少であること。			
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。			
			●イ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること			
			●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること			
			●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。			
		第3号	自然草地等内において行われるものでないこと。				
			ただし書	前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。			
				第12項第2号ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。		
				●イ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること		
				●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること		
				●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
第4号	当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと						

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容		摘要	
第13項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
			第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと。		
				イ	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区	
			ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取り扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
			第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。		
				●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
		●ロ		既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）		
		第2号	●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築		
			当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。					

項	行為の種類	号	基準の内容		摘要		
第14項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと		
					イ	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区	
					ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
					第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
					第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
					ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。	
					●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
					●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
					●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	

		前項第 2 号	当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。		
		第 1 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。			
		第 2 号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
			●イ	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から 20m 以上離れていること。		
			●ロ	学術研究その他公益上必要と認められること。		
			●ハ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。		
			●ニ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
			●ホ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。		
		●へ	前項第 1 号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。			
	前項第 1 号	●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築			
		●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）			

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要		
第 15 項	木竹の伐採	●第 1 号	第 1 種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。			
			イ 単木択伐法によるものであること。			
			ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の 10% 以下であること。			
			ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に 10 年を加えたもの以上であること。			
			ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りではない。			
		●第 2 号	第 2 種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
			イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。	(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の 30% 以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の 60% 以下であること。		
				(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐採期齢に見合う年齢以上であること。		
				ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りではない。		
				(3) 公園事業に係る施設（令第 1 条第 7 号、第 10 号及び第 11 号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。		
			ロ 皆伐法によるものにあつては、イ (2) の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。	イ (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐採期齢に見合う年齢以上であること。	ただし書 立竹の伐採にあつては、この限りではない。	
					(1) 1 伐区の面積が 2ha 以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が 10 分の 3 を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。	
				(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。		
				(3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。		
				●第 3 号	第 3 種特別地域内において行われるものであること。	

		●第4号	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。	
--	--	------	--	--

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要		
第17項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りでない方法によるもの	第1号	特別保護地区又は海城公園地区内において行われるものでないこと。			
			ただし書	次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りではない。		
				●イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。	
				●ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。	
		●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。			
		第2号	坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられたものでないこと。			
			ただし書	前号イからハマまでに掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りではない。		
				●前号イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。	
				●前号ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。	
		●前号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。			

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要	
第18項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	●第1号	法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受け、又は法第20条第6項、第21条第6項又は第22条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。	
			ロ	自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。	
			ハ	当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。	
			ニ	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		●第2号	河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
			前号イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。	
			当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
		●第3号	第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。		
		●第4号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			第1号イ	特別保護地区等内において行われるものでないこと。	
			イ	露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。	
			ロ	平成12年4月1日以降に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。	
		●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			●前項第1号イ	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。	
			●前項第1号ロ	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。	
			●前項第1号ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要	
第21項	広告物等の掲出、設置又は表示	●第1号	所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これらに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。		
			イ	店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。	
			ロ	表示面の面積が5㎡以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下のものであること。	
			ハ	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。	
			ニ	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。	
			ホ	動光又は光の点滅を伴うものでないこと。	
			ヘ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		●第2号	店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニからへまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			前号ニ	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。	
			前号ホ	動光又は光の点滅を伴うものでないこと。	
			前号ヘ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			イ	設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。	
			ロ	広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること。	
			ハ	複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること。	
			ニ	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m以下のものであること。	
ホ	既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。				

		●第3号	指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号ニからへまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。			
			第1号ニ	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。		
			第1号ホ	動光又は光の点滅を伴うものでないこと。		
			第1号へ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			前号ニ	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m以下のものであること。		
			イ	表示面の面積が5㎡（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10㎡）以下であること。		
			ロ	設置者名の表示面積が300㎢以下であること。		
			ハ	一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。		
		●第4号	●第4号	広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号へ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。		
				第1号へ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
				前号ハ	一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。	
				イ	表示面積が300㎢以下であること。	
				ロ	商品名の表示がないものであること。	
				ハ	設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。	
		●第5号	●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。		

自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要
第24項	土地の開墾、土地の形状変更	第1号	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。	
			ただし書	当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。	
		第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと。（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）	
		第3号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。	
			ただし書	既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。	
			ただし書	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
		第5号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
			ただし書	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
第6号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。			
第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。			

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要
第 25 項	高山植物その他の指定植物の採取又は損傷、指定動物の捕獲、殺傷等	第 1 号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		第 2 号	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。	
		ただし書	当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該植物の保存に資する場合は、この限りではない。	

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要
第 28 項	屋根、壁面等の色彩の変更	本文	その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこと。	
		ただし書	特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りではない。	

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

項	行為の種類	号	基準の内容	摘要
第 37 項	(各行為共通の基準)	本文	法第 20 条第 3 項各号、第 21 条第 3 項各号及び第 22 条第 3 項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。	
		第 1 号	申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。	
		第 2 号	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。	
		第 3 号	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実に認められるものでないこと。	